

件 名：航空用観測機器保守点検

公募説明書

札幌管区气象台

件 名：航空用観測機器保守点検

公募説明書目次

項目及び構成

公募に関する事項

| | | | |
|---|---------|------------------|-----|
| 1 | 当該招請の主旨 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 頁 |
| 2 | 業 務 概 要 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 頁 |
| 3 | 業 務 目 的 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 頁 |
| 4 | 応 募 要 件 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 頁 |
| 5 | 別 冊 資 料 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 頁 |
| 6 | 手 続 き 等 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 頁 |
| 7 | そ の 他 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 頁 |

添付資料

- 別紙様式 1 参加意思確認書
- 別紙様式 2 審査結果通知書（応募要件を満たした場合）
- 別紙様式 3 審査結果通知書（応募要件を満たされなかった場合）
- 別冊 仕様書

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示(令和3年8月3日付)については、この公募説明書によるものとする。

契約担当官等

支出負担行為担当官

札幌管区気象台長 青木 元

1 当該招請の主旨

本業務については、既に運用している雲底高度測定装置、滑走路視距離観測装置及び航空地上気象観測システム機器の本体部の点検・調整作業を行うものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、「4 応募要件」を満たすと認められる者がいない場合にあつては、本業務に必要な本システムの構造及び動作並びにソフトウェア等の詳細を熟知している法人等(以下、「特定法人等」という。)との契約手続きに移行する。

なお、「4 応募要件」を満たすと認められる者がいる場合にあつては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

(1) 業務名

航空用観測機器保守点検

(2) 業務内容

既存の雲底高度測定装置、滑走路視距離観測装置及び航空地上気象観測システム機器の機能を保全し、観測精度の維持を図るための点検・調整作業を行う。

(3) 履行期限

令和3年11月26日(金)

3 業務目的

既存の雲底高度測定装置、滑走路視距離観測装置及び航空地上気象観測システム機器の点検・調整作業(及び部品の交換)を行い、本来の性能に回復させることともに、次期点検時までには機能の保全が困難と認められる部分について、その部分の資料を提出させることにより効率的な対策を行うことを目的とするものである。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和元・2・3年度(平成31・32・33年度)国土交通省(全省庁統一資格)「役務の提供等」において北海道地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 札幌管区気象台から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

雲底高度測定装置、滑走路視距離観測装置及び航空地上気象観測システム機器が、航空気象観測情報を提供する機器であることを理解し、航空気象観測業務等に支障を与えずに当該業務を実施する技術を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

既設の雲底高度測定装置、滑走路視距離観測装置及び航空地上気象観測システム機器の性能・機能仕様を理解し、当該業務を実施するための資料に示す項目について、個々の要件を

満足するような点検調整作業を行う技術を有すること。

(4) 守秘性に関する要件

① 札幌管区気象台から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。

② 札幌管区気象台の許可を受けた場合を除き、本成果物を他に流用してはならない。

(5) 業務執行体制に関する要件

履行期限までに本業務を完了する体制を有すると共に、本業務後に発生した不具合などについて必要な連絡窓口、保守体制を持つこと。

(6) 業務実績に関する要件

空港における気象観測装置の点検・調整作業の実績を有すること。

(7) その他必要と認める要件

本ソフトウェアに使用されている著作権のあるプログラムにおいて、これを改造並びに改変する権利を有していること、若しくは許可を得られること。

5 別冊資料

仕様書

6 手続等

(1) 担当部局及び問い合わせ先

〒060-0002

札幌市中央区北2条西18丁目

札幌管区気象台総務部会計課 調査官（契約担当）

電話 011-611-6152 F A X 011-611-6191

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和3年8月3日（火）から令和3年8月17日（火）まで、（1）に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和2年8月18日（水）17：00まで、（1）に同じ。

応募者は、応募要件を満たす資料を作成し（書式は任意、但しA4版とする）、別紙、「参加意思確認書」に添付のうえ、持参、郵送（書留郵便に限る、）又は電送（事前に（1）へ連絡を入れること）すること。

なお、上記期限までに到着しなかった場合は、当該参加意思確認書は無効とする。

(4) 応募要件を満たした場合

参加意思確認書の審査において応募要件を満たした者は、書面にて通知を行うとともに、一般競争入札に移行するものとする。

(5) 応募要件を満たさないこととされた理由の説明

① 参加意思確認書の審査において応募要件を満たさないことの審査結果の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。）以内に書面により、契約担当官等に対して応募要件を満たさないこととされた理由についての説明を求めることができる。

② 契約担当官等は、応募要件を満たさないこととされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。

(6) その他

① 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

② 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用しない。

③ 一旦受理した参加意思確認書は返却しない。

④ 一旦受理した参加意思確認書の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書は無効とするとともに、

虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

7 その他

- ① 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- ② 関連情報を入手するための照会窓口は、6（1）に同じ。
- ③ 一般競争方式による公示を行うこととなった場合、その旨後日通知する。
- ④ 4（1）②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も6（3）により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札による公告を行うこととなった場合で当該入札の競争参加資格確認申請を行う場合には、当該資格の認定を受けていなければならない。

参加意思確認書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
札幌管区気象台長 殿

住 所
企業名称
代表者名

令和3年8月3日付で、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示のあった下記業務の公募について、応募する資格を確認されたく書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと並びに添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

1 業務名：航空用観測機器保守点検

2 添付書類

ア 資格決定通知書（写し）

イ （実施にあたり技術力に関する要件を満足することを確認できる書類）

ウ （実施にあたり設備・システムに関する要件を満足することを確認できる書類）

エ （実施にあたり業務実績に関する要件を満足することを確認できる書類）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

殿

支出負担行為担当官
札幌管区気象台長 青木 元

印

参加意思確認書の審査結果通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付、貴社から提出のあった下記業務の参加者の有無を確認する公募に係る参加意思確認書（応募資料）について、応募要件を満たしたので通知します。

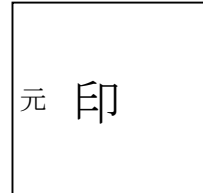
なお、本業務は、一般競争入札方式を行うことにしましたので、令和〇〇年〇〇月〇〇日から一般競争方式による公告を実施します。

業務名： 航空用観測機器保守点検

令和〇〇年〇〇月〇〇日

殿

支出負担行為担当官
札幌管区气象台長 青木



参加意思確認書の審査結果通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付、貴社から提出のあった下記業務の参加者の有無を確認する公募に係る参加意思確認書（応募資料）については、下記の理由により応募要件を満たされなかったの
で通知します。

なお、この通知の日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に書面（様式は自由）により、応募要件を満たされなかった理由についての説明を求めることができる。

記

業務名：航空用観測機器保守点検

理由：_____
